



## WMA 野外・災害救急法への法的な懸念

### 1 違法性

「WMA 医療プロトコル (= 医学的エビデンスにより確立した緊急野外医療処置)」を含む WMA 野外災害救急法は、救急搬送では間に合わない参加者の生命・身体を守り、また、維持する役割を果たしている。

しかし、その高度な内容故に、医師法違反とならないか、などコンプライアンス上の問題ははまだ未解明となっている。

WMA 野外救急法の適用が法令違反となるのであれば、現場で救助を躊躇せざるを得ない。また、処置の誤りが直ちに罪に問われ、多額の賠償金を負うということであれば同じく必死の人命救助に躊躇を禁じ得ない。

そこで、我々は、一人でも多くの生命を救えるよう、弁護士の監修のもと、法律上の問題点について、次の通り考えることを表明する。

WMA 野外災害救急法を用いた緊急事態下の救助処置行為は、医師法違反にならない。

WMA 野外災害救急法により結果的に危害を生じさせてしまった場合、弁護士により処置の必要性・相当性等が証明できれば緊急避難や正当行為として傷害罪等の刑事上の責任を問われない可能性は十分にある。また、民事上も緊急事務管理が適用されて賠償責任を負わない可能性は十分にある。したがって、WMA 野外災害救急法を躊躇せずに、参加者の命を救うべきである。

なお、WMA カリキュラムの内容と教授法そのものへの相当性は、プロトコル許可書への医師からのサイン、ならびに医師からの証言で既に証明されていることを附言する。

#### 1.1 刑事上の責任～医師法との関係

医師法 17 条は、「医師でなければ、医業をなしてはならない。」と定めており、違反したときは「三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」(31 条 1 項 1 号)と定めている。ここで「医業」とは、「反復継続の意思で医療行為を行うこと」であり、「医療行為」とは、「医師の医学的知識及び技能をもって行うのでなければ人体に危険を生じるおそれのある行為」を指す。WMA 野外災害救急法は、医療行為に該当する内容を含む。しかし、ガイドの第一の任務は処置ではない。そのため WMA 野外救急法を用いて救助活動を行うこと自体にそもそも反復継続性がないため、WMA 野外救急法は「医業」には該当せず、医師法には違反しない。

## 1.2 刑事上の責任～刑法との関係

WMA 野外救急法を用いたが結果として参加者に傷害を負わせてしまった場合、刑法上の傷害罪等の適用が想定される。しかし、WMA 野外救急法は参加者の生命を守るために緊急事態下で行える唯一の手段であり、直ちに違法性を認めることは消えていく命の傍観者になることを意味するものであり、野外分野の人命救助の道を閉ざすこととなる。刑法上、違法性を阻却する緊急避難は、要件が厳しく、参加者の生命・身体を守るために処置した行為が救助しようとした結果を実現しない限り、要件を満たさない危険をはらむ。そこで、より広く違法性阻却の道を確保するために、刑法35条の正当行為としての違法性阻却を認めるべきであると考えます。

## 1.3 民事上の責任～緊急事務管理

業務上の注意義務がない時の行動を規定する事務管理と呼ばれる民法上の概念があり（これは一般的な事務とは違う定義で用いられている）、それが緊急時であれば、悪意又は重大な過失がなければ、緊急事務管理（民法698条）として、賠償責任を免れるというように、要件が緩やかとなる。WMA 野外救急法の手順を適切に遵守するときは重大な過失なしとされる可能性が高い。

## 1.4 最後に

法的な判断は、当該状況下におけるケース・バイ・ケースの判断であり、緊急性の程度、他の手段の選択の適否、手段の必要性・相当性、本人の意思確認（推定的承諾を含む。）など様々な要素を総合考慮して判断することになる。そのため、WMA 野外災害救急法は、法律上の判断についても研究を続け、かつ、あらゆる事態を想定してその技術を高めていく必要がある。我々は、医療従事者ではないが、参加者の命を維持し家族の元に帰せるようこれからも研鑽を続ける所存である。

Wilderness Medical Associate International (WMAI)  
一般社団法人ウィルダネスメディカルアソシエイツジャパン (WMAJ)

監修：弁護士 早川 修（早川総合法律事務所）

※WMAJはWMAIの公式日本支部です。野外災害救急法カリキュラム等は全てWMAIに準拠しています。  
医療プロトコル他、WMA 野外災害救急法についての詳細は別紙「野外・災害救急法とは」をご参照ください。